

2011年 5月20日.

千葉県職員措置請求書
(平成21年度 千葉県政務調査費 海外視察等の一部返還請求)

千葉県監査委員 様

請求人 (住所) 〒 260-0013
千葉市中央区中央3-15-6
やまちょうビル6階 渚法律事務所内
(氏名) 千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫

「求める勧告措置」

- 1 平成21年度 千葉県政務調査費において、千葉県の蒙った損害額は総額で992万3042円であり、損害の千葉県への返還を求める措置
- 2 その他、本件事案に即して、再発を防止するための措置を知事に勧告すること

二、「請求の要旨」

政務調査費とは

地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」は、一般に政務調査費と呼ばれているが、これを定義すれば、政務調査費とは、「議員が、所属する自治体がかかえる特定の政策課題について、調査研究をし、その成果を達成するために必要な経費である」ということができる。

即ち、

政務調査費は、議員が個人的に関心を持つ課題を対象として調査研究をするための経費ではなく、「自治体がかかえる特定の政策課題」を対象として調査研究をするための経費である。政務調査費の負担者は当該自治体でありその成果が当該自治体の反映されるべき調査研究でなければならないことから、議員が単に個人的に関心を持つ課題を対象としてする調査研究費はもとより、国或いは他の自治体がかかえる政策課題についての調査研究費も、政務調査費としては認められない。このような趣旨で、千葉県政務調査費の交付等に関する規程(以下、政務調査費規程とい

う)第6条が定める政務調査費使途基準(以下、使途基準という)では、「調査研究」について「会派又は議員が行う県政、地方行政、地方財政等に関する調査研究」とであると限定している。

政務調査費は、「特定の政策課題」を対象とする調査研究費であり、議員の単なる教養・学識を高めるための費用、見聞を広めるための費用、資格取得の費用は政務調査費としては認められない。このような趣旨で、使途基準第二項「研修費」中の「県政研修会等」の参加費について、千葉県議会平成21年4月発行政務調査費の手引きの運用基準(以下、運用基準という)では、研修会等の開催目的の明確化が求められている。同様に、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において「目的」の記載が求められ、また、上記運用基準には、「『現地調査』を行うに当たっては、調査の目的を明確にする(こと)」と明記され、「先進地視察」もこの部分が引用されている。ここでいう「目的」とは、単なる「研修会」、「現地調査」或いは「先進地視察」ではなく、「特定の政策課題」との関係が明示された目的でなければならないのである。

政務調査費の支出対象である「調査・研究」では、単なる「調査した・研究した」という事実だけではなくその「成果」が重要である。従って、成果のない「調査研究」費は政務調査費の対象とはならない。このような趣旨で、使途基準第一項「調査研修費」及び第二項「研修費」中の「先進地視察」の場合には、政務調査費規程第7条4項で定められている「現地調査又は先進地視察実施報告書」において、単なる「調査又は視察の概要」ではなく「調査又は視察結果の概要」の記載が求められており、また、運用基準には、「『現地調査』を行うに当たっては、……現地において調査した結果等を支出証拠書類として整理保管しておかなければならない。」と明記され、「先進地視察」もこの部分が引用されている。

更に、議会事務局が作成した「政務調査費の事務処理にあたってよくある質問」中7頁には、「問12報告書の書式、記載の方法」、「概要欄についてはどの程度記載すればよいか?」との問に対し、「答」として、「以下の3点について概要を記載して下さい。1 誰から説明を受けたのか。2 どのような説明を受けたのか。3 結果はどうであったのか。」と記載され、「結果」の記載を求められている。

単なる「現地調査」或いは「先進地視察」の経費は政務調査費として認められず、「現地調査結果」或いは「先進地視察結果」が半い始めてその経費が政務調査費として認められることになる。

政務調査費は、政策課題を調査研究するために「必要な」経費であり、仮に調査研究するために支出された費用であっても自治体に負担させることから一定の範囲内の費用に限定される。

以上の定義により、特に、「県政研修会等」、「現地調査」及び「先進地視察」においては、その目的と「特定の政策課題」との関連性が重要であり、また、「現地調査」及び「先進地視察」においては、その成果が重要である。

この関連性のない「県政研修会等」の経費、関連性のない「現地調査」の経費、関連性のない「先進地視察」の経費は、政務調査費としては認められない。

また、特に、「現地調査」及び「先進地視察」においては、単に会費を支払って聴講する講習会参加費とは異なりその経費が高額となる傾向があるから、「調査結果」及び「視察結果」が重要であり、「調査結果」「視察結果」を欠く単なる「調査」の経費及び単なる「視察」の経費は政務調査費として認められない。

以上の視点から、以下の支出を検討する。

[1] 政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由

[1] 調査研究費・研修費の一部は政務調査費として認められない

1. 日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察

日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察において研修費として按分率100%で一人当たり189,400円支出されたものの一部は、以下に述べる通り政務調査費として違法、不当である。

1) 視察の概要

公表された資料によれば、視察の概要は次のとおりである。

実施日：平成21年9月14日(月)～18日(金)

参加者：石橋清孝、伊藤勲、佐藤正巳、佐野彰、皆川輝夫、吉本充、
山口 登、小島武久 の8議員

経費：1人当たり 348,240円

目的：サンクトペテルブルグの市政及び産業等の取り組み状況に関する調査のため

調査又は視察結果の概要：日露友好議員連盟

9月14日

8時30分集合 11時05分出発

20時10分 サンクトペテルブルグ到着

9月15日

13時00分 市内の街づくりの状況を調査

交通・環境・観光施設の配置及び運営状況

エカテリーナ宮殿等

9月16日

10時00分 在サンクトペテルブルグ日本国総領事館

領事 笹目賢一郎・ 領事 林 浩一

専門調査員 佐藤剛史

ロシア及びサンクトペテルブルグについての・経済・財政（税制及び税収、自動車産業、兵器産業、コンテナ港の運営、日系（千葉県）企業の進出状況、農業・観光振興）・厚生（医療・年金）・交通（鉄道）・少子化・日本文化への関心

9月16日

12時00分 サンクトペテルブルグ市議会

議員

- ・街づくりのための環境の整備・維持対策（建築物制限、ごみ問題等）
- ・経済・財政（日本からの投資、企業誘致、日本への輸出等）
- ・日本との交流（文化・社会・医療等）
- ・市議会の状況日本、千葉県との協力関係の構築、女性議員の活動等）

9月17日

14時15分 現地出発

9月18日

8時25分 成田到着

（証－1）

2) 違法、不当な事実

政務調査費の手引きは、「行程の中で公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、単に知識、素養を得る目的で観光地等を視察して回る、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費を充てることはできない。

行程の中にそのような日程が含まれている場合は、按分により公的機関等を訪問した日程に係る経費のみに政務調査費を充てなければならない。

海外滞在期間のうち1/2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は、航空運賃についても按分すべきである。」と定めている。

当該海外視察における現地滞在は、9月15日、16日と17日午前の二日半であり、政務調査費を充てることのできる視察は、9月16日10時からサンクトペテルブルグ日本国総領事館視察と同日12時からサンクトペテルブルグ市議会視察の1日間であった。

9月15日と17日午前の一泊半については、

県政のどのような課題との関係でサンクトペテルブルグが先進地であるのか。

先進地のどのような視察をしたのか。

視察の成果はどのようなものであったか。

について、全く記載が無いことから、政務調査費を充てることはできない。

従って、政務調査費を充てることのできる日数は、現地滞在2日半のうち、視察の1日であり、滞在日数の40%である。

(視察1日 ÷ 現地滞在2日半 = 40%)

よって、航空運賃の40%を政務調査費に充てることのできる。

しかるに、一人当たり当該海外視察の航空運賃148,000円を按分率100%で研修費として支出したことは違法、不当である。

3) 返還額

よって、按分率100%で研修費として支出した一人当たり航空運賃148,000円の60%は違法、不当な支出であるから返還されるべきである。

議員名	航空運賃	政務調査費 充当額	正しい政務 調査費充当 額 按分率40%	返還額
石橋清孝 伊藤 勲 佐藤正巳 佐野 彰 皆川輝夫 吉本 充 山口 登 小島武久	148,000 円	148,000 円 (按分率100%)	59,200 円	各 88,800 円

2. 民主党千葉県議会議員会 フィンランド、ドイツ視察研修旅行

公表された資料によれば視察の概要は次のとおりである。

1) 視察の概要

実施日：2010年3月21日から同29日まで。

参加者：田中信行。岩井 覚。天野行雄。布施健太郎。磯部裕和の
5 議員。

経費：一人当たり、101万8050円ないし62万2050円
(政務調査費充当額 88万7312円ないし55万712円)
他に、手みやげ代などとして一人当たり、2万1970円
(全額を政務調査費で充当)を支出している。

個人別 視察経費の合計金額 と政務調査費の支出項目

議員名	支出項目	視察に要した 経費	政調費充当額 (8 5 %)
田中信行	研修費	1,040,020 円	887,312 円
岩井 覚	研修費		
天野行雄	調査研究費	1,040,021 円	887,313 円
布施健太郎	研修費	644,021 円	550,713 円
礪部裕和	調査研究費		

目的：

- ア) フィンランドの教育制度の全体像について
- イ) 環境先進国であるドイツの環境政策について
- ウ) ドイツが取り組んできた移民政策の現状と課題について
- エ) 工業国であるドイツの職業訓練制度について
- オ) カジノ施設について

(証 - 2)

2) 調査活動の伴わない支出は認められない

政務調査費の手引きには、研修費、海外における「現地調査」を実施する場合は特に次の点に留意しなければならない。

行程 = 行程の中で公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなどの調査活動に伴う経費が対象であり、・・・と明記されている。

本件の視察で、次ぎの視察日程は「公的機関等を訪問のうえ現地の状況を聴取するなど」を行っていないことが、現地調査又は先進地視察実施報告書で明らかであり、したがって政務調査費の支出の対象とはならない。これらは、全視察案件 13 件のうちの 4 件で約 1 / 3 にあたり、又日程から見ると、3月23日の全日。（但しヘルシンキからベルリンへの移動時間が含まれる。）

3月26日は視察10を終了した12時以降、及び27日の全日の併せて2日間が政務調査費の支出の対象とはならないものであり、視察日程の6日間のうち2日間であるから、1 / 3 が支出対象とならない。

政務調査費の対象とならない視察

視察 番号	行動日	滞在地
視察の 4	3月23日	ベルリン市内
視察の 11	3月26日	ケルン市

視察の12	3月27日	ハイデルベルク
視察の13	3月27日	バーデンバーデン

3) ビジネスクラスの利用は認められない

視察した5名の内、田中信行、岩井 覚、天野行雄議員は、航空機の利用についてビジネスクラスを往復、利用した。

一方、布施健太郎、磯部裕和議員はエコノミークラスを利用した。

旅程は同一であることから、区別する合理的な理由は見出しがたく、ビジネスクラスの利用による政務調査費の支出は、むだな支出であり、この全額が認められない。

視察旅行は公務ではない。

政務調査費は政務調査に必要な経費の一部を充てることができるものである。公務による旅費の支給では、ビジネスクラスを利用する必要性として、その職務を遂行するために長距離の移動における肉体的・精神的負担を軽減させる必要があるといわれているが、視察旅行は公務ではないことから、肉体的・精神的負担を感じない範囲で自ら目的、行程を決定しているものであり、公務と同様にみなすことはできない。

特に、今回の視察は5名の同行者が、同じ行程を旅行しているのだから、同行から、同行者と差別してビジネスクラスを利用する必然性が認められない。

政務調査費の手引きには、交通費、鉄道賃、航空賃、バス等の実費とする（グリーン料金、スーパーシート代は認められる。）とされ、スーパーシート代は認められる、との記載をビジネスクラスと読み替えているとも思われるが、国内線のスーパーシートは数千円の差額であり、国際線のエコノミー料金とビジネスクラス料金との差額、約40万円の支出とを同義語とみなすのは不都合である。

以上のとおり、ビジネスクラス飛行料金のうちエコノミークラスの飛行料金を超える部分は、議員個人が負担すべきであり県民に負担させるべきではないから、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による田中信行、岩井覚、天野行雄議員に対するこの分の交付は違法である。

また、仮に違法であるとまでは言えないとしても、その支出は千葉県の緊縮財政状況の中で不当な支出である。

4) 返還額

(1) 調査活動の伴わない支出の2条件を併せて、視察経費の2/3を政務調査費とすることが適当であり、返還額は次のとおりである。

議員名 (支出項目)	視察に要した 経費	政調費充当 額 (85%)	正しい政調 費充当額 (66.7%)	返還額
田中信行 岩井 覚 (研修費)	1,040,020 円	887,312 円	693,693 円	各 193,619 円
天野行雄 (調査研究費)	1,040,021 円	887,313 円	693,694 円	193,619 円
布施健太郎 (研修費) 磯部裕和 (調査研究費)	644,021 円	550,713 円	429,562 円	121,151 円

(2) ビジネスクラスを利用したことについての返還額は次のとおりである。

議員名	視察に要した 経費	エコノミー料金とビジネ スクラス料金との差額	返還額
田中信行	1,040,020 円	1,040,020 - 644,021 = 395,999 円	395,999 円
岩井 覚	1,040,020 円		395,999 円
天野行雄	1,040,021 円		
布施健太郎 磯部裕和	644,021 円		0

3. 仁川空港概要調査

石橋清隆議員は視察のためとして平成21年11月13日(金)から15日(日)までの3日間韓国「仁川空港概要調査」を行いこれに要した費用73,720円のうち60,920円を政務調査費から「研修費」として支出している。

(証-3)

1) 目的も成果もない視察は認められない

「仁川空港の概要調査」が何のために、いかなる目的で行ったのか調査結果を

どう生かすのか等、報告書で明らかにされておらず視察の必要性に疑問がある。

2) 調査事項の必要性が認められない。

調査事項とされている「仁川空港の概要」等はインターネット検索(証-3)でほとんど知りうることでありわざわざ3日間もかけて韓国まで行かなくても調査は可能であり視察の必然性がない。

3) 返還額

従って「単に知識・素養を得る目的で観光地などを視察して回る、観光旅行と受け取られかねないものについては政務調査費としてあてることはできない。」(「手引き」P11)のであるから上記支出額60,920円は目的外支出として返還させるべきである。

議員名	要した経費	政務調査充当額	返還額
石橋清隆	60,920円	60,920円	60,920円

[2] 国内視察の一部は違法、不当な支出であり認められない。

1. 川名寛章議員の諏訪市視察は、以下に述べる通り違法、不当である。

(1) 視察の概要 公表された資料によると視察の概要は次のとおりである。

実施日：平成22年2月14日(日)～15日(月)

場所：長野県諏訪市

参加者：久留里線を守る会会長

小櫃地区自治会長及びOB会、支援団体

久留里地区自治会長及びOB会、支援団体

松丘地区自治会長及びOB会、支援団体

亀山地区自治会長及びOB会、支援団体

その他一般

経費：30,200円

目的：久留里線を守る会

久留里線を存続させていく為、沿線住民の意識向上を図る。

調査又は視察結果の概要：

1号車～6号車ごとに、久留里線存続についての意義について意見交換。

(証-4)

(2) 違法、不当な事実

政務調査費の手引きは、「研修費を支出して先進地視察を実施する場合には、調査の目的を明確にするとともに、現地において調査した結果等を支出証拠書類とし

て整理保管しておかなければならない。」と定めている。

しかし、当該現地調査又は先進地視察実施報告書には、千葉県内を離れて諏訪市を視察する明確な目的の記述が無い。

また、

県政のどのような課題との関係で諏訪市が先進地であるのか。

諏訪市でどのような先進事例を視察したのか。

視察の成果はどのようなものであったか。

について、記載が全く無い。

よって、政務調査費を充てられる視察とは認められず、当該支出は違法、不当である。

(3) 返還額

よって、研修費として按分率100%で支出された30,200円は全額返還されるべきである。

議員名	視察に要した経費	政務調査費 充当額 按分率100%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
川名寛章	30,200円	30,200円	0円	30,200円

2. 宍倉登議員の福島県小名浜市視察は、以下に述べる通り違法、不当である。

(1) 視察の概要

実施日：平成21年7月21日

場所：福島県小名浜市

目的：小名浜港、水族館

調査又は視察結果の概要：

(株)いわき市観光物産センター

水産物を中心とした新鮮な自然の恵みと観光情報の提供

及びアクアマリンパーク交流館

及びいわき ら・ら・ミュウ

(財)ふくしま海洋科学館

太平洋の潮目をテーマにした海洋ミュージアム

経費：10,760円

(証-5)

(2) 違法、不当な事実

当該現地調査又は先進地視察実施報告書には、目的は「小名浜港、水族館」と記載されていて、明確な調査目的は無い。また、県政課題解決のための視察成果物の

記載も無い。よって、政務調査費を充てることができる視察とは認められず、違法、不当な支出である。

(3) 返還額

よって、研修費より按分率100%で支出された10,760円は全額返還されるべきである。

議員名	視察に要した経費	政務調査費 充当額 按分率100%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
穴倉 登	10,760円	10,760円	0円	10,760円

3. 穴倉登議員の那須塩原市視察は、以下に述べる通り違法、不当である。

(1) 視察の概要

実施日：平成22年2月12日～2月14日

場所：栃木県那須塩原市

目的：スマートインターチェンジ視察

那須ガーデンアウトレット視察

調査又は視察結果の概要：

スマートインターチェンジの高速道路との連携及び利用状況

那須ガーデンアウトレットの地元農産物の販売状況

経費：34,635円

(証-6)

(2) 違法、不当な事実

当該現地調査又は先進地視察実施報告書には、目的は「スマートインターチェンジ視察、那須ガーデンアウトレット視察」と記載され、調査の目的が明確でない。

また、千葉県政課題解決のための視察成果物の記載も無い。

よって、政務調査費を充てることができる視察とは認められず、違法、不当な支出である。

(3) 返還額

よって、研修費として按分率100%で支出された34,635円は、全額返還されるべきである。

議員名	視察に要した経費	政務調査費 充当額 按分率100%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
穴倉 登	34,635 円	34,635 円	0 円	34,635 円

4. 大学院授業料は政務調査費として認められない。

天野行雄議員は、大学院授業料として250,000円、政治専科参加費を220,000円を政務調査費から研修費として支出した。

千葉県議会議員で大学等に入学し、自己の研鑽に励んでいる方が複数存在しているが、いずれも政務調査費の対象とはしていない。

政務調査費の手引きでも、大学等の授業料をその対象とはしていないこと、また自らの学識の向上を図るため、資格の取得をはかるために政務調査費を支出することは県民の感覚からしても不都合である。

以上のとおり、本件支出は、県政研修会等の参加費ではなく、使途基準二項で定める「研修費」とは言えず、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による天野行雄議員に対するこの分の交付は違法であるから、支出した全額の返還を求める。

(証-7)

(2) 返還額

よって、大学院授業料として250,000円、政治専科参加費として220,000円は、全額返還されるべきである。

議員名	要した経費	返還額
天野行雄	250,000 円 220,000 円	470,000 円

[3] 会議費の一部は認められない

阿部紘一議員は「会議費」として森田知事との「ホテルプラザ菜の花」での森田知事との懇談会(平21年5月27日)のための会場費18,500円を全額(100%)政務調査費として支出している。

これは、政務調査費の手引きの「会議費」には全く該当しない。

知事との懇談は、政務調査費としての使用は著しく妥当性・適切性を欠いたもの

であり、当該支出18,500円は目的外支出として返還させるべきである。

ちなみに、各種団体が主催する会議・会合などに出席する場合の会費（負担金）であっても1回あたり10,000円までしか政務調査費の支出は認められていない。

（政務調査費の手引き P13）

（証－8）

（2）返還額

よって、支出した18,500円は、全額返還されるべきである。

議員名	要した経費	返還額
阿部紘一	18,500 円	18,500 円

[4] 資料購入費の一部は認められない

1) 宇野裕議員は「資料購入費」として次の通り書籍を購入している。

整理番号	購入先	購入月日	金額	按分率
NO9	(カギョウ)イ	21年5月7日	4,690 円	100%
NO22	(株)太陽企画出版	21年6月4日	157,500 円	100%
NO23	(株)内外ニュース	21年6月4日	210,000 円	100%
	合計		372,190 円	

（証－9）

（2）返還額

上記3件については政務調査費出納簿はおろか、振込票等にも書籍名が記載されておらず政務調査に必要なものであるかは不明であるので目的外支出として全額返還させるべきである。

議員名	要した経費	返還額
宇野 裕	372,190 円	372,190 円

2) 石橋清孝議員 は「資料購入費」として「字統」・「字通」を購入し全額（100%）を政務調査費から支出している。

（証 - 10）

「字統」は文字の成立を探究した漢字源辞典であり、「字通」は甲骨文、金文を解読し漢字の起源や日本の国語としての漢字を撰取する過程を解明した辞典で

ある。一般の国語辞典ならともかく、このような辞典は文学者や国語の専門家・研究者でもない議員が「議員活動を遂行する上で直接又は間接に必要な知識・情報を収集する（「手引き」P21）」ために必要だとは考えられず、目的外使用とするほかなく、全額41,900円を返還させるべきである。

(2) 返還額

よって、資料購入費として按分率100%で支出された41,900円は、全額返還されるべきである。

議員名	要した経費	返還額
石橋清孝	41,900円	41,900円

[5] 事務所費の一部は政務調査費として認められない

鈴木衛議員の事務所の「家賃」は、以下に述べる通り政務調査費として認められない。

1) 鈴木衛議員の当該「家賃」の概要

鈴木衛議員の領収書ちょう付用紙に貼付されているものには、
整理番号

15	21年4月分	21年4月30日受取りました	
29	21年5月分	21年5月25日受取りました	
43	21年6月分	21年6月18日受取りました	
62	H21年7月分	H21年7月29日受取りました	¥200,000
67	H21年8月分	H21年8月10日受取りました	¥200,000
89	H21年9月分	H21年9月24日受取りました	¥200,000
115	H21年10月分	H21年10月30日受取りました	¥200,000
130	H21年11月分	H21年11月25日受取りました	¥200,000
146	H21年12月分	H21年12月22日受取りました	¥200,000
163	H22年1月分	H22年1月29日受取りました	¥200,000
178	H22年2月分	H22年2月22日受取りました	¥200,000
196	H22年3月分	H22年3月29日受取りました	¥200,000

とのみ記載されている。

(証-11)

(1) 違法、不当な事実

鈴木衛議員の領収書ちょう付用紙整理番号15、29、43に貼付されている

ものには、金額、あて名、発行者の住所氏名、但書きの記載がない。

また、領収書ちょう付用紙整理番号62、67、89、115、130、146、163、178、196に貼付されているものには、あて名、発行者の住所氏名、但書きの記載がない。

以上のとおり本件支出は、使途基準中七項「事務所費」として支出されたものであるが、その領収書には、宛名、発行者の住所・氏名及び但し書の記載がない領収書が存在し、従って、同支出は使途基準七項に定める事務所費とは言えず、結局、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による鈴木衛議員に対するこの分の交付は違法である。

(2) 返還額

事務所費として按分率60%で支出された120,000円×12か月=1,440,000円は、使途基準七項に定める事務所費とは言えず、違法、不当な支出である。

議員名	「家賃」	政務調査費 充当額 按分率60%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
鈴木衛	200,000円 ×12か月 =2,400,000円	1,440,000円	0円	1,440,000円

[6] 事務費の一部は政務調査費として認められない

1. 川名寛章議員が事務費として支出した「車両借上代」(注釈：出納簿に記載のとおり)は、以下に述べる通り政務調査費として違法、不当である。

(証-12)

(1) 「車両借上代」の概要

川名寛章議員の政務調査費出納簿には、

4月15日	3月分車両借上代	202,515円
5月15日	4月分車両借上代	190,888円
6月15日	5月分車両借上代	199,465円
7月15日	6月分車両借上代	202,004円

8月13日	7月分車両借上代	230,035円
9月15日	8月分車両借上代	197,507円
10月15日	9月分車両借上代	209,065円
11月14日	10月分車両借上代	185,586円
12月15日	11月分車両借上代	198,507円
1月15日	12月分車両借上代	212,517円
2月15日	1月分車両借上代	177,749円
3月15日	2月分車両借上代	174,634円

と記載されている。

(2) 違法、不当な事実

「車両借上代」は年間2,380,472円に上り新車の乗用車を購入できる金額である。

また、毎月の金額が変動していることから、車両借上代というのは疑わしい。

そもそも、領収書には「車両リース代他」と記載され、「他」に政務調査活動でないものが含まれているかどうか不明である。

よって、政務調査活動でないものが含まれているかどうか不明な支出に政務調査費を充てることは違法、不当である。

(3) 返還額

よって、事務費として支出した1,428,280円は、政務調査活動でないものが含まれているかどうか不明であるから全額返還されるべきである。

議員名	「車両借上代」	政務調査費 充当額 按分率60%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
川名寛章	2,380,472円	1,428,280円	0円	1,428,280円

2. 木名瀬捷司議員が事務費として支出した「車リース料」は、以下に述べる通り政務調査費として違法、不当である。

(1) 「車リース料」の概要

当該領収書ちょう付用紙に貼付された銀行通帳の一部の写しに

*120,750 トヨタファイナンス

と印字しており、引き落とし日は毎月2日(土、日、祝日の場合は次の銀行営

業日)になっている。

(証一13)

(2) 違法、不当な事実

毎月120,750円であり、「トヨタファイナンス」と印字してあるがリース料であること、の但し書きがない。そもそも、当該領収書ちょう付用紙に貼付されている銀行通帳の名義人が不明であり、これらから領収書とは認められない。よって、当該「車リース料」を政務調査費から支出することは違法、不当である。

(3) 返還額

よって、事務費として支出された「車リース料」434,700円は、全額返還されるべきである。

議員名	「車リース料」 120,750×12	政務調査費 充当額 按分率30%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
木名瀬捷司	1,449,000円	434,700円	0円	434,700円

3. 事務費の消耗品、備品購入費の一部は政務調査費として認められない

選挙区内の事務所に設置されている消耗品は、後援会活動や政党活動と按分されなければならない。

政務調査費の手引きは、「消耗品、備品購入費、リース代等については、合理的な説明が困難な場合は

調査研究活動+後援会活動(又は政党活動): 1/2按分

調査研究活動+後援会活動+政党活動 : 1/3按分

を上限とする。」と定めている。

また、平成19年12月26日 大阪高裁判決は、「使用実態不明のものにつき1/6按分」とし、平成22年11月5日 東京高裁判決は、「1/2按分」としている。よって、消耗品、備品購入費を按分率100%で支出したものの一部は、以下に述べる通り政務調査費として違法、不当である。

1) 佐藤正巳議員の事務費の一部は政務調査費として認められない。

(1) 当該事務費の概要

佐藤正巳議員の選挙区の事務所は、

〒275-0001 習志野市東習志野3-5-1に存在する。

佐藤正巳議員は、平成22年2月25日、プリンターとデジカメを按分率100%で68,632円で購入した。

当該プリンターは選挙区内の事務所に設置され、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。

デジカメは、選挙区内の事務所又は自宅に保管され、調査研究活動と後援会活動と政党活動と私的活動に使用された。

(証-14)

(2) 違法、不当な事実

よって、調査研究活動としての按分率の上限は少なくとも1/2である。

しかるに、按分率100%で支出されたことは違法、不当である。

(3) 返還額

事務費として按分率100%で支出されたプリンター代、デジカメ代68,632円のうち、1/2の34,316円は違法、不当な支出であるから返還されるべきである。

議員名	プリンター代 デジカメ代	政務調査費 充当額 按分率100%	正しい 政務調査費 充当額	返還額
佐藤正巳	68,632 円	68,632 円	34,316 円	34,316 円

4. 信田光保議員の事務費の一部は政務調査費として認められない。

(1) 当該事務費の概要

信田光保議員の選挙区内の事務所は、

〒260-0855 銚子市西芝町13-20Jビル2F に存在する。

信田光保議員は、2009年5月13日パソコンを70,111円で購入し、選挙区内の事務所に設置した。

6月15日、プリンターを30,020円で購入し、選挙区内の事務所に設置した。

6月16日、ポータブルDVDドライブを6,980円で購入し、選挙区内の事務所に設置した。

当該パソコン、プリンター、ポータブルDVDドライブは、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。

(証-15)

(2) 違法、不当な事実

当該パソコン、プリンター、ポータブルDVDドライブは、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用されたから、調査研究活動としての按分比の上限は少なくとも1/2である。

しかるに、按分率100%で支出されたことは違法、不当である。

(3) 返還額

よって、事務費として按分率100%で支出されたパソコン、プリンター、ポータブルDVDドライブ代107,111円のうち、1/2の53,555円は違法、不当な支出であるから返還されるべきである。

議員名	パソコン代 プリンター代 ポータブルDVD ドライブ代	政務調査費 充当額 按分率100%	正しい 政務調査費 充当額 1/2	返還額
信田光保	70,111 円 30,020 円 6,980 円	107,111 円	53,556 円	53,555 円

5. 鈴木昌俊議員の事務費の一部は政務調査費として認められない。

当該事務費の概要

鈴木昌俊議員の選挙区内の事務所は

〒290-0007 市原市菊間2342 に存在する。

鈴木昌俊議員は、2009年4月8日にファイル、封筒、コピー用紙等を按分率100%で12,428円で購入し、選挙区内の事務所に保管して使用した。

8月11日にタックシール、コピー用紙等を按分率100%で28,340円で購入し、選挙区内の事務所に保管して使用した。

2010年3月21日にプリンターインク、タックシールを按分率100%で14,798円で購入し、選挙区内の事務所に保管して使用した。

当該消耗品は、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。

(証-16)

(2) 違法、不当な事実

よって、調査研究活動としての按分比の上限は少なくとも1/2である。

しかるに、当該消耗品費を按分率100%で政務調査費より支出したことは違法、不当である。

(3) 返還額

事務費として按分率100%で支出された当該消耗品費55,566円のうち、27,783円は違法、不当な支出であるから返還されるべきである。

議員名	ファイル等 タックシール等 プリンターイン ク等	政務調査費 充当額	正しい 政務調査費 充当額 1/2	返還額
鈴木昌俊	12,428 円 28,340 円 14,798 円	55,566 円	27,783 円	27,783 円

6. 瀧田敏幸議員の事務費の一部は政務調査費として認められない。

(1) 当該事務費の概要

瀧田敏幸議員の選挙区内の事務所は

〒270-1326 印西市木下1521 に存在する。

瀧田敏幸議員は、平成22年1月13日にトナーを按分率100%で25,856円で購入し、選挙区内の事務所に設置してあるコピー機用として使用した。選挙区内の事務所に設置してあるコピー機は、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。すなわち、当該トナーも、調査研究活動と後援会活動と政党活動に使用された。

(証-17)

(2) 違法、不当な事実

調査研究活動としての按分率の上限は少なくとも1/2である。

しかるに、当該消耗品費を按分率100%で支出したことは違法、不当である。

(3) 返還額

事務費として按分率100%で支出されたトナー代25,856円のうち、1/2の12,928円は違法、不当な支出であるから返還されるべきである。

議員名	トナー代	政務調査費 充当額	正しい 政務調査費 充当額 1/2	返還額
瀧田敏幸	25,856 円	25,856 円	12,928 円	12,928 円

7. 自動車のリース料の一部は認められない

- (1) 政務調査費(事務費)で自動車リース料を支出している議員は、横堀喜一郎、岩井覚、天野行雄。の3議員である。

資産の形成につながる経費として、不動産の購入、資産価値を高める改修、自動車・高額な事務用備品(取得価格が原則として概ね30万円以上)の購入に伴う経費などは、政務調査費を充てることは禁止すると政務調査費の手引きで例示している。

同様に自動車の購入を政務調査費をもって充てることは認めないと明記し、一方、リースによる使用を認め、政務調査活動に伴う使用状況に応じて経費を按分し、その例として自動車リース料(月額3万円、12ヶ月で36万円となる例)の例示をして、野放図な高級車の使用を止めている。

調査研究活動を行ったことに伴い支出した経費の実費を弁償するものである、と政務調査費の手引きで記し、またリースによる取扱いとして政務調査活動に伴う使用状況に応じて経費を按分すること、と留意事項を記している。しかし現状は、契約車のリース料の請求は実費弁償をあらわしておらず、3名の提出した領収書は、毎月一定按分で一定額を請求している例が全てであり、使用状況に応じて経費を按分しているとはみとめられず、不当な請求である。

- (2) リース料を点検すると、毎月、4.4万円から7.4万円のリース車が認められる。リース料の市況を調査すると、国産車の5ナンバー車は月額5万円まで、5万円を越えると3ナンバーのいわゆる高級車が該当する。9万円のリース料は最高級車もしくは高級外車が該当している。

議員名	月額 リース料	年額 リース料	按分比	政務調査費 月額 出納額
横堀喜一郎	57,700円	692,400円	50%	28,850円
岩井 覚	74,025円	888,300円	50%	37,012円
天野行雄	44,520円	534,240円	50%	22,260円

- (3) 政務調査費を請求しているリース車の現状は、政務調査費の手引きの作成当時で想定した、資産の形成につながる経費の概ね30万円以上の購入を禁止した例と、リース料の月額3万円の例示をはるかに超えている実態が認められる。

政務調査のために使用する車について、現状は県民の感覚に合致しない実態である。従って、野放図な現状は改め、リース料5万円/月額まで、また使用実態

に応じた按分による請求を認めつつ、高額な車に対する政務調査費の使用は認められない。

(証-18、19)

(4) 返還額

以上のとおり、リース料月額5万円を超える部分は、議員個人が負担すべきであり県民に負担させるべきではないから、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による横堀喜一郎、岩井 覚、議員に対するこの分の交付は違法である。

また、仮に違法であるとまでは言えないとしても、その支出は千葉県の緊縮財政状況の中で不当な支出である。

議員名	月額 リース料	認める月 額リース料	按分比 50%	出納額	差額	返還額 x12ヶ月
横堀喜一郎	57,700円	50,000円	25,000円	28,850円	3,850円	46,200円
岩井 覚	74,025円	50,000円	25,000円	37,012円	12,012円	144,144円
天野行雄	44,520円	50,000円	25,000円	22,260円	0	0
合 計						190,344円

8. インターネット使用料の一部は認められない

秋山光章議員は「事務費」として21年4月から22年1月まで10か月間、毎月インターネット使用料6,825円(合計68,250円)を支払い、その全額(100%)を政務調査費から支出している。(証-20)

事務所におけるインターネットの使用がすべて政務調査のためばかりとは凡そ考えられず、合理性・妥当性を欠き不当な政務調査費の支出に当たる。

また、同議員は事務所費から支出したプリンター修理代、電話代などは70%按分としており、これらと同様70%按分とするのが妥当である。

以上から、年間使用料68,250円の少なくとも30%に該当する20,475円は目的外使用として返還させるべきである。

議員名	政務調査費 充当額	正しい 政務調査 費 70%	返還額
秋山光章	68,250円	47,775円	20,475円

[7] 人件費の一部は政務調査費として認められない。

杉田守康議員は、政務調査のための事務員として、杉田建材株式会社からの出向社員2名を使用し、出向費用として社員・山口分が2,880,000円。社員・片岡分が2,160,000円のうち、後援会との按分率各50%として、1,440,000円、1,080,000円を、使途基準中九項「人件費」として支出して、杉田建材株式会社に支払った。

(証-21)

(1) 違法な事実

本件支出は、使途基準中九項「人件費」として支出されたものであるが、同規程で人件費について「議員が.....常時又は臨時に雇用する事務員等の.....雇用に要する経費」と定められており、本件支出先が杉田建材株式会社なる法人であり、人との雇用関係に基づく支出でないことが明らかであるから、本件支出は使途基準九項に定める人件費とは言えず、結局、それは地方自治法第100条13項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当せず、千葉県による杉田守康議員に対するこの分の交付は違法であり、全額の1,440,000円および1,080,000円の返還を求める。

(2) 返還額

議員名	政務調査費 充当額	正しい 政務調査 費	返還額
杉田守康	1,440,000 円 1,080,000 円	0 円	2,520,000 円

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙 事実証明書を添え必要な措置を請求する。

事実証明書 別紙添付

政務調査費返還請求額一覧表

番号	内容	議員名	項目	返還請求金額
1	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	石橋 清隆	研修費	88,800
2	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	伊藤 勲	研修費	88,800
3	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	佐藤 正巳	研修費	88,800
4	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	佐野 彰	研修費	88,800
5	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	皆川 輝夫	研修費	88,800
6	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	吉本 充	研修費	88,800
7	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	山口 登	研修費	88,800
8	日露友好議員連盟 サントペテルブルグ	小島 武久	研修費	88,800
9	民主党千葉県議会議員会 フィンランド・ドイツ視察	田中 信行	研修費	589,618
10	民主党千葉県議会議員会 フィンランド・ドイツ視察	岩井 覚	研修費	589,618
11	民主党千葉県議会議員会 フィンランド・ドイツ視察	天野 行雄	調査研究費	589,618
12	民主党千葉県議会議員会 フィンランド・ドイツ視察	布施健太郎	研修費	121,151
13	民主党千葉県議会議員会 フィンランド・ドイツ視察	磯辺 裕和	調査研究費	121,151
14	仁川空港視察	石橋 清隆	研修費	60,920
15	長野県諏訪市視察	川名 寛章	研修費	30,200
16	小名浜港・水族館視察	穴倉 登	研修費	10,760
17	那須ガーデンアウトレット視察	穴倉 登	研修費	34,635
18	大学院授業料	天野 行雄	研修費	470,000
19	森田知事との懇談会	阿部 紘一	会議費	18,500
20	資料購入費	宇野 裕	資料購入費	372,190
21	字統・字通	石橋 清隆	資料購入費	41,900
22	「家賃」	鈴木 衛	事務所費	1,440,000
23	「車両借上代」	川名 寛章	事務費	1,428,280
24	「車リース料」	木名瀬捷司	事務費	434,700
25	プリンター・デジカメ	佐藤 正巳	事務費	34,316
26	パソコン等	信田 光保	事務費	53,555
27	コピー用紙等	鈴木 昌俊	事務費	27,783
28	トナー	瀧田 敏幸	事務費	12,928
29	自動車リース料	横掘喜一郎	事務費	46,200
30	自動車リース料	岩井 覚	事務費	144,144
31	インターネット使用料	秋山 光章	事務費	20,475
32	人件費	杉田 守康	人件費	2,520,000
	合計			9,923,042

返還請求額合計

9,923,042円